

消 防 計 画

第1章 総 則

(目的)

第1条 この計画は消防法第8条にもとづき_____における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、その他災害の予防及び人命の安全並びに災害の防除を図るとともにその被害を軽減することを目的とする。

(防火管理者の権限及び業務)

第2条_____における防火管理者は、_____とし、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を実施する。

- (1) 消防計画の検討及びこれの実践についての審議
- (2) 消火、通報及び避難誘導訓練の実施
- (3) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設の点検を実施
- (4) 消防用設備等の点検整備の実施
- (5) 火気の使用、又は、取扱に関する指導監督

2 防火管理者は、必要に応じ管理権原者_____に対し、防火に関する必要な事項について助言、又は、報告を行い、防火管理者としての責務を果たさなければならない。

3 防火管理者は、必要に応じ、火元責任者から防火に関する意見を聴取し、実施事項の周知徹底を図るよう努めなければならない。

(消防機関への事務事項)

第3条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（改正の都度）
- (2) 建物及び諸設備の使用、変更時の事前連絡並びに法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 火災予防上必要な検査の要請
- (5) 教育訓練指導等の要請
- (6) その他法令の研究並びに防火管理に関する必要事項

第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第4条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者の元に火元責任者を、別表1に定め任務分担を指定する。

(火災予防上の遵守事項)

第5条 火災予防のためすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用前及び使用後には必ず点検し、安全を確認すること。
- (2) _____時には喫煙場所等の後始末を完全に実施すること。
- (3) 廊下、通路、階段、出入口等避難のために使用する施設には避難障害となる設備を設け、又は、物品を置かないこと。

又、避難口等に設けられている扉は、容易に解錠、開放できるように管理すること。

- (4) 改修工事等を行う者は、工事に使用する火気等について、防火管理者の指示を受け実施及び管理すること。

(火気使用施設等の点検)

第6条 火気使用施設等の点検基準は、別表2のとおり実施する。

第3章 消防用設備等の点検

第7条 防火管理者_____は、建物内に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため、別表3により点検を行うものとする。

(消防用設備等点検結果・防火対象物定期点検報告の記録と報告)

第8条 防火管理者は、点検結果を維持台帳に記録するとともに、
消防用設備等点検結果報告書
防火対象物定期点検報告書
については、___年に1回消防長又は消防署長に報告しなければならない。

(不備欠陥等の整備)

第9条 防火管理者は、建物等及び消防用設備等に、欠陥箇所があるときは、その改修について管理権限者に報告し、改修整備を図るものとする。

第4章 自衛消防活動対策

(自衛消防の組織と任務分担)

第10条 _____の自衛消防組織として、_____を隊長とし、別表4の任務分担により自衛消防隊を編成する。

第11条 自衛消防隊長は消防用設備等の配置図、及び避難経路図を作成し、掲示し周知徹底を図るものとする。

第12条 自衛消防隊は、火災等が発生したときは、第10条に定める任務分担、及び前条により作成した消火器具等の配置図及び避難経路図にもとづき、積極的に行動するものとする。

第5章 震災対策

(震災の予防処置)

第13条 震災の予防措置として第4条に定める火元責任者は、火気使用設備器具等について次の点検事項を実施するものとする。

- (1) 火気使用設備器具等の転倒落下の有無について、点検を実施すること。
- (2) 火気使用設備器具等の周囲には転倒、落下の虞のある物品等の有無について、点検を実施すること。
- (3) 陳列及び陳列物等の転倒、落下の有無について、点検を実施すること。

第14条 前条により、不備があるときは、速やかに改修及び防護措置を講ずる。

(震災時の行動)

第15条 地震発生時の活動は、次によるものとする。

- (1) 出火防止のため火気使用設備器具を使用している者及び火元責任者は、直ちに当該設備の使用中止、又は、安全確認を行うこと。
- (2) 火災が発生したときは、第10条に定める任務分担により第12条の自衛消防活動を行うこと。

第6章 その他の災害

(その他の災害行動)

第16条 その他の災害が発生したときは、前条に準じ活動するものとする。

第7章 防災教育及び訓練

(防災教育の実施)

第17条 防火管理者は次により、防災教育を行うものとする。

- (1) 従業員全員に対する防災教育は、年2回実施する。
- (2) 新任従業員に対する防災教育は、入社時期に実施する。

2 防災教育の内容は次により実施する。

- (1) 消防計画に関する事項
- (2) 火災予防に関する事項
- (3) 防火管理業務等に関する、各従業員の任務及び責任事項
- (4) その他火災予防に関する必要な事項

(訓練)

第18条 防火管理者は次により訓練を行うものとする。

- (1) 通報、消火、避難誘導を連携して行う「総合訓練」を____月と____月の年2回実施する。
- (2) 通報、消火、避難誘導の個々の訓練を行う「基本訓練」は月1回実施する。

付則

この消防計画は平成____年____月____日から実施する。

別表1

責任区分		任務分担
防火 管 理 者 ()	____火元責任者 ()	吸殻、ストーブ等、火気の管理 火気使用設備器具の管理 電気設備器具の安全確認 消火器具の管理 避難施設等の管理 地震時の出火防止に関すること その他火災予防上必要な事項
	____火元責任者 ()	(上記事項に順じ 階の管理上、特異な事項を掲載)
	____火元責任者 ()	(上記事項に順じ 階の管理上、特異な事項を掲載)

別表2

区 分	事 項	回 数	点 検 者
防火上の設備	一 般 全 般	随 時 毎年__月と__月	
整理清掃状況	屋 内 一 般 屋 外 一 般	終業時1回以上	
たき火、喫煙 管理状況	屋 内 屋 外	随時終了後	
火気使用施設	器 具 管 理 状 況	始終業時各1回以上 毎週1回以上	
電 気 設 備	全 般 絶縁抵抗測定	毎日1回以上 6ヶ月に1回以上	
危 険 物 関 係	全 般	随 時	

注、危険物許可施設の点検、及び記録については別に定めるとおりとする。

別表3

消 防 用 設 備 の 種 類	点検の内容及び方法	期 間	点検結果報告
消 火 器 消防機関へ通報する火災報知設備 誘 導 灯 消 防 用 水 連 結 散 水 設 備 非常コンセント 無線通信補助設備 その他()	外観点検 機能点検	6ヶ月	年 回
自動火災報知設備 泡消火設備 避難器具 漏電火災警報器 非常警報設備() 排煙設備 屋内消火栓設備 屋外消火栓設備 連結送水管設備 スプリンクラー設備 水噴霧消火設備() 動力消防ポンプ設備 ガス漏れ火災警報設備 非常電源設備 その他()	外観点検 機能点検 総合点検	6ヶ月 1年	年 回
非常電源(自家発電設備) その他()	作動点検 外観点検 機能点検 総合点検	6ヶ月 1年	年 回
配 線	総合点検	1年	年 回

点検基準及び点検票の様式は消防庁告示で定めるとおりとする。

点検の結果報告は消防庁告示で定める消防用設備等点検結果報告書に消防用設備等の種類に応じた点検票を添付し報告する。

